

ライブハウスでのライブイベント実施の可否について（3月7日～3月21日）

飲食店許可なし → 「遊興施設」		飲食店許可あり → 「飲食店」			
<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（§24IX） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（§24IX） ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（§24IX） ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（§31の6 I） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインを遵守すること（§24IX） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、これを店頭に掲示している店舗（認証店） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の①又は②のいずれか一方とすること（§31の6 I） <ul style="list-style-type: none"> ① 営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間 ② 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない ・ 同一グループ・同一テーブル・4人以内とすること（§24IX） ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内可 ・ 認証基準を適切に遵守して営業すること（§24IX） ● 上記点検済証交付を受けていない又は掲示していない店舗（非認証店） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のとおりとすること（§31の6 I） <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない ・ 同一グループ・同一テーブル・4人以内とすること（§24IX） ● カラオケ設備を提供している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（§24IX） ● 上記の店舗に共通の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（§24IX） 			
無観客イベント	有観客イベント	認証店		非認証店	
		無観客イベント	有観客イベント	無観客イベント	有観客イベント
○ (時間制限なし)	○ (時間制限なし)	○ 21時まで 又は20時まで ※それ以降については下記参照	○ 21時まで 又は20時まで ※それ以降については下記参照	○ 20時まで ※それ以降については下記参照	○ 20時まで ※それ以降については下記参照

※ 飲食店としての営業時間（認証店：20時又は21時、非認証店：20時）以降、イベント（ライブ）を実施するためには、飲食店としての営業時間までに飲食利用者を一度退場させ、改めて観客を入場させた上で、それ以降、飲食を提供せずに実施することが必要（単に、20時又は21時までに飲食の提供を終了しただけでは、継続してイベント（ライブ）を実施することはできない）